

中華人民共和国（香港）

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠			管轄裁判所証拠調べ （事例） 条約又は二国間共助取 決めはないが、証拠調べ の共助が行われたもの
II ルートの選 択基準			日本人か外国人かにかか わらず本ルート
III 作成すべき 文書等（訳文 を添付すべき 場合は、原文 と同じ部数を 添付）			1 嘱託書 （添付書類を含む） 1 通 写し 2 部
IV 訳 文			中国語又は英語
V 費 用			必 要